

# 臨時福祉給付金(経済対策分) 未申請の方へ申請書を再度送付 7/11(火)

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請期限は8月14日(月)です。すでに対象となる可能性のある方へ申請書を送付しましたが、6月21日現在で申請書の到着が確認できていない方に、7月11日(火)から再度送付します。

※申請書を提出された方にも行き違いで届く場合がありますので、ご了承ください。  
給付金の支給は1人1回のみです。また、申請書が届いても対象外となる場合や、課税状況等により申請書が届かない可能性があります。不明な点はコールセンターへお問い合わせください。

申請期限 8月14日(月)消印有効  
※期間内に申請書を提出されない場合は、給付金の支給はできません。  
※申請から給付金の振込みまでに1~2か月ほどかかります。  
※審査に時間がかかる方もいます。また、申請が短期間に集中した場合は、さらに時間がかかる場合があります。  
給付金の支給を装った振り込め詐欺等にご注意を



▲臨時給付金(経済対策分)封筒

区が皆さんに次のようなお願いをすることはありません。  
○銀行・コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いする  
○ATMを自分で操作して、給付金を振り込んでもらう  
○メールでの手続きや手数料などの振込みをお願いする  
区職員や厚生労働省等の職員を名乗って、自宅への訪問や不審な電話がかかってきた場合は、迷わず最寄りの警察署、または警察相談電話(#9110)にご連絡ください。

## 相談窓口を開設中

区役所8階に相談窓口を開設しています。なお、申請終了間際まで、申請書が届いた方すべてが認定されるとは限りません。  
○同一世帯に加入者が1人のみで、その方の前年の収入額が383万円未満  
○同一世帯に加入者が1人で、他に70~74歳の方がいる場合、その方と加入者の前年の収入合計額が520万円未満  
○同一世帯に加入者が2人以上いる場合、加入者全員の前年の収入合計額が520万円未満

## 後期高齢者医療制度 8月からの自己負担(1割・3割)を判定

後期高齢者医療制度では、自己負担割合(1割または3割)を毎年見直しています。8月1日(火)からは、平成29年度の住民税課税標準額に基づいた負担割合となります。  
自己負担割合が変更となる方には、7月中に新しい保険証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お持ちの保険証を引き続きお使いください。  
※自己負担割合は、所得の変更や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期間内であっても変更となる場合があります。

区役所8階に相談窓口を開設しています。なお、申請終了間際まで、申請書が届いた方すべてが認定されるとは限りません。  
○同一世帯に加入者が1人のみで、その方の前年の収入額が383万円未満  
○同一世帯に加入者が1人で、他に70~74歳の方がいる場合、その方と加入者の前年の収入合計額が520万円未満  
○同一世帯に加入者が2人以上いる場合、加入者全員の前年の収入合計額が520万円未満

近は、混雑が予想されます。  
受付時間 月~金曜の午前9時~午後5時(祝日を除く)

お問い合わせ先(いずれも通話料がかかります)  
[江東区臨時福祉給付金コールセンター]  
☎0570-06-9292  
※IP電話等でつながらない場合は  
☎6832-7732、FAX3699-8773  
(月~金曜の9:00~17:15(祝日を除く))  
[厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)]  
☎0570-037-192  
※IP電話等でつながらない場合は  
☎6627-1290  
(9:00~18:00、12/17(日)までは土・日曜、祝日も開設)

## 後期高齢者医療制度保険料額 決定 7/18(火)にお知らせを発送

平成29年度の後期高齢者医療保険料のお知らせを7月18日(火)にお送りします。  
送付書類は次のとおりです。  
[特別徴収(年金引き落とし)]  
○口座振替の方  
○保険料額決定通知書  
○保険料額納入通知書  
○納付書払いの方  
○保険料額決定通知書  
○保険料額納入通知書  
○7~9月期の納付書  
※10~12月期の納付書は10月中旬、翌年1~3月期の納付書は1月中旬にお送りします。  
※口座振替に切り替わる方には振替が可能となった月にお知らせをお送りします。

## 国民年金保険料の納付が困難な方へ 平成29年7月以降の 免除・納付猶予の申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。  
7月3日(月)から、平成29年7月~30年6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、年金受給額は保険料を全額納付した時に比べて減額になります。ただし、承認期間中の保険料は10年以内に追納できます。

「免除申請」は本人、配偶者および世帯主、「納付猶予」は50歳未満(平成28年6月分以前は30歳未満)の方を対象とし、本人および配偶者の平成28年中の所得により日本年金機構が審査します。  
審査の対象となるすべての方の申告が済んでいない場合、受け付けできない可能性があります。また、審査対象となる方で平成29年1月2日以後江東区へ転入された方は、その方が平成29年1月1日現在居住していた市区町村で税申告をお済ませください。

から保険料を差し引くことで納める方法です。  
[普通徴収とは]年間保険料を7月~翌年3月までの各月に振り分け、口座振替や納付書により納める方法です。  
保険料は被保険者と世帯主の所得を基に決めています。所得が一定以下の場合、保険料が軽減されます。所得の申告をしていないと軽減できないため、税金が非課税の方でも所得の申告をお願いします。保険料の算定方法等の詳細は、通知書に同封のパフレットをご覧ください。

## 江東区政世論調査にご協力を 対象者(無作為抽出)には 事前にはがきを送付

江東区政世論調査は、区民の皆さんの区政に関する意見や要望などをお聴きし、今後の施策に生かすため、行うものです。昭和48年から1年おきに実施し、今回が23回目となります。  
調査対象となった方には、区が委託した調査機関の調査員がお宅へお伺いしますので、ご協力をお願いします。なお、調査

員は必ず身分証明書を携帯していますので、ご確認ください。  
[時] 7月8日(土)~23日(日)  
[人] 18歳以上の区民の方の中から無作為抽出で選ばれた1,500人

申請日	免除申請を行う期間	区役所・区民課年金係	出張所・豊洲出張所	江東年金事務所
7/3(月)~31(月)	平成28年6月分以前	○	×	○
	平成28年7月分~平成29年6月分	○	○	○
	平成29年7月分~平成30年6月分	○	○	○
	平成30年7月分~平成31年6月分	○	○	○
8/1(火)以降	平成28年6月分以前	○	×	○
	平成28年7月分~平成29年6月分	○	×	○
	平成29年7月分~平成30年6月分	○	○	○
	平成30年7月分~平成31年6月分	○	○	○

※申請日から2年1か月前まで、さかのぼって申請することができます。

お問い合わせ先(いずれも通話料がかかります)  
[江東区臨時福祉給付金コールセンター]  
☎0570-06-9292  
※IP電話等でつながらない場合は  
☎6832-7732、FAX3699-8773  
(月~金曜の9:00~17:15(祝日を除く))  
[厚生労働省の相談窓口(専用ダイヤル)]  
☎0570-037-192  
※IP電話等でつながらない場合は  
☎6627-1290  
(9:00~18:00、12/17(日)までは土・日曜、祝日も開設)